

## 生活支援体制整備部会（第1層協議体兼地域ケア推進会議）について

## 1. 介護保険運営協議会の構成

| 名 称                                 | 所掌事務  |
|-------------------------------------|---|
| 介護保険運営協議会(全体会)                      | (1) 介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定又は変更に関する事項<br>(2) 前号に掲げるもののほか、川西市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項 |
| 生活支援体制整備部会<br>(第1層協議体<br>兼地域ケア推進会議) | ・ 介護保険法第115条の45第2項第5号(注1)に基づく生活支援等サービスの体制整備に関する事項<br>・ 介護保険法第115条の48第1項(注2)の規定に基づき設置する会議(地域ケア推進会議)において協議すべき事項                         |

(注1) 第115条の45第2項

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～四(略)

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

六(以下略)

(注2) 第115条の48第1項

市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業( )の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下この条において「関係者等」という。)により構成される会議を置くように努めなければならない。

( ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

## 2. 協議体について

本市では、「生活支援体制整備部会」を、生活支援体制整備における市全域を対象とする第1層の協議体として開催しています。

具体的には、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市が、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として協議体を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び概ね小学校区に設置している第2層協議体（第2層圏域における協議の場）から上がってきた課題に対して連携・協働による資源開発等を推進するものです。

なお、介護保険運営協議会の部会のあり方を検討し、第1層協議体と地域ケア推進会議について、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を本人が活用できるようにすることを目的とした協議を行っている点等が共通していることから、令和2年2月25日の生活支援体制整備部会から、地域ケア推進会議を位置付け、一体的に実施しています。

| 協議体名                      | 役割   |
|---------------------------|--|
| 第1層協議体                    | 地域資源の可視化、問題提起<br>地縁組織等の多様な主体への協力依頼などの働きかけ<br>関係者のネットワーク化<br>めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一<br>生活支援の担い手の育成やサービスの開発 |
| 第2層協議体<br>(第2層圏域における協議の場) | ～ に加え<br>地域の実情に応じた支え合いの地域づくりを含め、地域課題の解決に向け関係機関や地域住民と協議を行う。   |